

障害年金「不支給」増か

社労士「判定厳しくなった」

全ての障害種別でも1.6倍に増加。社労士からは「明らかに判定が厳しくなった。以前なら受け取れた

はずの人に支給されなくなり、生活に影響が出ている」との声が上がっている。判定が恣意的だ」との批判が以前からあるが、不支給が増えた理由は明らかにされていない。

障害年金の不支給判定を巡り、社会保険労務士からは「日本年金機構が申請者のカルテ開示や主治医の意見照会を求めるケースが最近増えた」という指摘が相次ぐ。「不支給にする理由を何とか見つけようとしている」とかと思えない「判定はこじつけだ」といった声も出ている。

共同通信のサンプル調査に協力した5人のうちの1人、愛知県の白石美佐子社労士は2024年3月、うつ病の女性から障害年金の申請代行の依頼を受けた。母親が事務所に連れてきたが、本人はあまり話せず「病気のため面談中も涙があふれてくるような状態だった」と白石さん。

主治医の診断書に書かれた日常生活能力の程度は、年金で1430件。うち不支給と判定されたのは2.9%だった。24年1～7月では

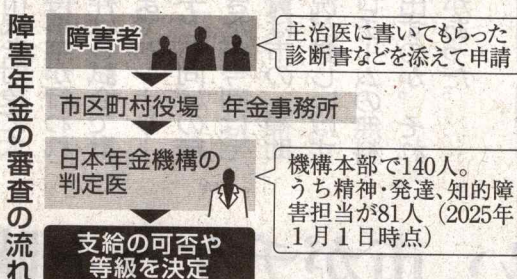
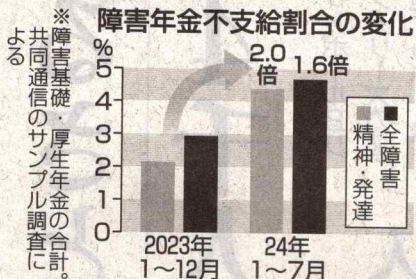
申請917件のうち4.7%となり、1.6倍に増えていた。精神・発達障害に限ると、23年の不支給割合は2.2%だったが、24年は4.4%で2倍に増えた。一方、知的障害の不支給は23年がゼロで、24年も1件だけだった。社労士が代行せ

ず一般の人が自分で申請しているケースを含めると、全体の不支給割合はもっと高いとみられる。障害年金は年金機構の判定医が単独で書類審査を実施し、支給の可否を決める。身体障害は数値などで判定できるが、精神・発達障害は判定医の裁量で結果にばらつきが大きかったため、16年に年金機構が判定ガイドラインを導入した。

機構の判定ガイドラインに基づくと、2級の年金支給が目安。ところが「2級には該当しない」との通知が7月に届いた。理由の一つに「抗うつ剤が処方されていない」と書かれていた。白石さんは「女性以前、薬の過剰摂取（オバードーズ）があり、たまにその時期は薬を控えていた。その後は処方されて

病気やけがで一定の障害がある人が受け取れる国の障害年金を巡り、支給を申請しても「障害が軽い」として不支給と判定されるケースが2024年に増えたとみられることが13日、共同通信のサンプル調査で分かった。複数の社会保険労務士の協力を得て、23年と24年で計2千件超の申請を集計した結果、精神・発達障害では24年の不支給割合が23年比で2倍に増えていた。

24年サンプル調査 精神・発達は前年比2倍に



共同通信は今年1月、障害年金の申請代行を専門に扱う社労士5人にデータの提供を依頼。審査は年金機構本部が一元的に行っており、地域の違いは影響しないが福島、群馬、愛知、兵庫、大分の5県で1人ずつとした。

5人が23年1～12月に扱った新規の支給申請は全体

ロインサイド

彼女と外食／抗うつ剤処方されていない「年金機構、理由こじつけ」

いる。症状が重くて今も働けておらず、判定は揚げ足取りのようだ」と憤る。他の社労士が扱ったケースでも「薬を飲み忘れないよう工夫している」「彼女と外食している」といったことが、軽度で判定された理由に挙げられていた。大分県の飯塚泰雄社労士は「症状が悪いことを表す記述はあまり考慮せ

医師の情報も非公開

査するが、例えば「精神科医でも発達障害には詳しくない」といったことがある。専門ではない医師が審査している可能性があるが、判定医の名前は非公開。社労士や障害者団体からは「現状ではブラックボックス。判定した医師の専門分野や経験年数だけでも開示すべきだ」という声が上がっている。

ず、都合よく一部を切り取っている」と話す。このほか、以前から社労士の間で問題視されているのが、年金機構の判定医に関する情報がほとんど分からないことだ。年金機構によると、機構本部の判定医は1月現在140人。うち81人が精神・発達と知的障害を担当する。原則として判定医が単独で審